

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告 株式会社計測リサーチコンサルタント

意見書

令和4年4月18日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

頭書事件に関し、被告の令和4年3月10日付け意見書に対して以下のとおり意見を述べる。

1 振動・騒音の評価方法について

被告は、「騒音・振動のピークを捉えることや瞬間的な振動や騒音を測ることは要求されていない」と主張する。しかしながら、サイレントロボの仕様書（乙3）2頁では「主な機能」として、「特定建設工事に伴う工事騒音振動をコンピュータにより計測、警報管理することを目的としたシステムです。測定と同時に警報判別処理を行い、警報を

回転灯で知らせます。」と記載されている。要するに、サイレントロボで測定した値に問題がある場合は直ちに警報が作動することが想定されていると解されるどころ、騒音・振動のピークや瞬間的な騒音・振動を測ることができなければサイレントロボは仕様書で想定されている機能を実現することができないと考えられる。

令和4年2月22日付け意見書で述べたとおり、検証すべきは乙23号証によってサイレントロボが仕様書(乙3)、カタログ(乙4)で前提されている機能を発揮できるか否かであるから、被告の意見は的を射ていない。

2 検証の際に使用する振動等について

サイレントロボの主な用途について、カタログ(乙4)では、「建設作業現場、解体作業現場等で発生する騒音・振動監視」、「工場などの生産現場で発生する騒音・振動監視」等と記載されている。したがって、乙23号証によるサイレントロボの検証を行う際は、通常の工事現場であり得る騒音振動や製品出荷時に検証する際に用いる基準的な音や振動を用いるのが望ましいと考える。令和4年1月31日付け「意見書」別紙第一の2及び3でも述べたとおり、同2の機器等が揃う場所で行う必要はあるが、可能であれば実際の工事現場等で実施すべきと考える。もっとも、現実的に難しい場合もあるため、被告内に騒音振動プログラムについて騒音振動を発生させた上でテスト等を行うことができる場所があるのであればその場所で行うべきと考える。その上で実際の騒音や振動の値が乙23号証を使用したサイレントロボで計測した値と一致するか等令和4年1月31日付け意見書別紙第一の5で主張した点を検証すべきである。

以上